

# 目次

## 第1章 計画策定の概要

1 障がい福祉に関する国の動向	1
2 計画の策定趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4

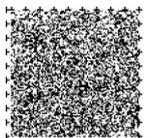
## 第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	5
(1) 障害者基本法に掲げられた理念と目的	5
(2) 第7次長期計画が示す三春町の将来像と基本目標	6
(3) 基本理念	7
2 計画の基本目標	7
(1) 障害者基本法に掲げられた障がいの定義	7
(2) 基本目標	9
3 基本目標ごとの主要な施策	11
4 施策の体系	12

## 第3章 主要施策の展開

### 基本目標 1

(1) 相談支援体制の充実	13
(2) 福祉サービスの充実	13
(3) 保健・医療の充実	14
(4) 教育・療育の充実	15
(5) 権利擁護の推進	15



### 基本目標 2

- (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 …… 1 6
- (2) 生活空間のバリアフリー化 …………… 1 7
- (3) 情報バリアフリーの推進 …………… 1 8

### 基本目標 3

- (1) 差別解消のための啓発活動の充実 …………… 1 9
- (2) 社会参加の促進 …………… 2 0
- (3) 雇用・就業の促進 …………… 2 0

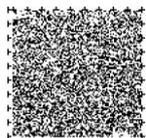
### 基本目標 4

- (1) 災害時における支援体制の推進 …………… 2 1
- (2) 地域包括ケアシステムの構築 …………… 2 2

## 第4章 計画の推進体制

- 1 推進体制に関する基本的な考え …………… 2 4
- 2 障がい当事者の参画機会の確保 …………… 2 4
- 3 行政による横断的な取り組み …………… 2 4
- 4 地域自立支援協議会の活性化 …………… 2 5

## 資 料 編





## 第1章 計画策定の概要

### 1 障がい福祉に関する国の動向

近年、障がいに対する住民意識の変化や、わが国における障がい福祉制度の充実が図られてきた背景には、障がい当事者やその家族などによる地道な活動と、国連を中心とした国際的な動きが大きく影響しています。

平成18年（2006年）12月、国連総会において、障がい者に対する差別を撤廃して、社会参加を促すことを目的とした「障害者の権利に関する条約（以下「障がい者権利条約」）」が採択されました。

平成19年9月に、わが国もこの条約に署名するとともに、平成21年12月には内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置して、条約の批准に必要な国内法の整備に乗り出しました。

翌年の1月には、実質的な検討組織である「障がい者制度改革推進会議※」が設置され、更に、この推進会議内に「総合福祉部会」と「差別禁止部会」を設けて、約2年間に及ぶ議論を経て、意見並びに骨格提言がまとめられました。

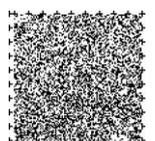
#### ※障がい者制度改革推進会議

障がい者制度改革推進会議の委員は、その過半数が障がい当事者又はその家族でした。これは、障がい者権利条約策定の段階において広く言われてきた「Nothing about us, without us!（我々抜きで、我々のことを決めないで!）」の考えを受け継いだためです。

現在、障がい者制度改革推進会議は、現在、改正された障害者基本法に基づき設置された障がい者政策委員会へ、その役割を引き継いでいます。

国は、こうしてまとめられた意見や骨格提言を受けて、平成23年8月には、障害者基本法の一部改正を行うとともに、障害者自立支援法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）などの一連の関係法令の整備が行われました。

そして、国内法の整備が進み、条約締結のための環境が整ったため、平成25年11月の衆議院本会議、及び同年12月には参議院本会議において、障がい者



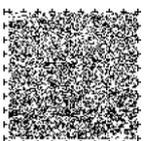


権利条約締結が全会一致で承認され、平成26年1月20日に国連と条約を締結するに至りました。

なお、障がい者権利条約への署名から批准に至るまでの、わが国の主要な関係法令の整備の経緯は、表1のとおりです。

表1 障がい者権利条約批准に至る国の動き

平成19年 9月 (2007年)	<b>障がい者権利条約への署名</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の権利（障がい者の人権、基本的自由の享受の確保、障がい者固有の尊厳の尊重の促進）を実現するための措置等を規定した条約へ署名。</li> </ul>
平成21年12月 (2009年)	<b>障がい者制度改革推進本部が設置される</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣を本部長として発足。翌年1月には実質的な検討組織である障がい者制度改革推進会議を設置して、障がい者の権利に関する条約の批准に向けた制度改革に関する検討が始まった。</li> </ul>
平成22年12月 (2010年)	<b>障がい者制度改革推進会議による障がい者制度改革のための第二次意見が出される</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本法改正への提言がなされる。</li> </ul>
平成23年 6月 (2011年)	<b>障害者虐待防止法の制定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律が成立する。</li> </ul>
7月	<b>障害者基本法の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的規定や障がい者の定義などを見直し、障がい者の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする社会的障壁を取り除くことなどを定めた改正法が成立。</li> </ul>
8月	<b>障がい者制度改革推進会議（総合福祉部会）による提言が出される</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者総合福祉法制定に向けた骨格提言がなされる。</li> </ul>

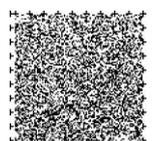




平成24年 6月 (2012年)	<p>障害者自立支援法の改正（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）の制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法の改正を踏まえた基本理念や難病患者も障がい者の範囲に含めるなどを定め、法律名称も障害者自立支援法から障害者総合支援法に改められる。</li> </ul>
平成24年 9月 (2012年)	<p>障がい者制度改革推進会議（差別禁止部会）による意見が出される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを理由とする差別の禁止に関する法制についての提言がなされる。</li> </ul>
12月	<p>障がい者政策委員会（旧障がい者制度改革推進会議）による意見が出される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新「障がい者基本計画」に関する提言がなされる。</li> </ul>
平成25年 6月 (2013年)	<p>障害者差別解消法の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する差別の禁止と障がい者への合理的配慮が定められた。</li> </ul>
9月	<p>障害者基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度より概ね5年間を対象とする第3次計画が策定された。</li> </ul>
平成26年 1月 (2014年)	<p>障がい者権利条約の批准（2月発効）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内法の整備を踏まえ、障がい者権利条約が批准された。</li> </ul>

## 2 計画の策定趣旨

三春町では、平成20年3月に第2期三春町障がい者計画を策定し、町内における総合的な障がい福祉のための取組の指針としてきました。しかし、障がい者権利条約の批准に際して、国内における障がい福祉に関する法制度が整備され、障がいに対する認識が大きな転換期を向かえていること、また、三春町におけるすべての行政活動の基本となる第7次長期計画が平成26年12月に策定されたことなどを踏まえ、三春町における障がい福祉施策を一層計画的に推進するために、この計画を策定します。





### 3 計画の位置付け

この計画は、三春町における障がい福祉施策の基本理念と基本目標を示した総合的な計画であり、障害者基本法第11条第3項\*に定める「市町村障がい者計画」として位置付けるものとします。したがって、計画策定にあたっては、障害者基本法に規定された基本的な考え方や基本方針にのっとり、かつ第7次三春町長期計画（平成27年度～平成36年度）との整合を図りながら、平成26年1月にわが国が批准した障がい者権利条約の考えを守り、育てていく内容とします。

#### 障害者基本法（抜粋）

（障害基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- ※3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### 4 計画の期間

この計画は、第7次三春町長期計画と整合を図るため、その基本構想の計画期間である平成36年度の翌年度までとし、計画期間を平成29年度（2017年度）から平成37年度（2025年度）までの9年間とします。

なお、法令等の改正や社会情勢の変化、及び障がい当事者やその家族などからの提言により、必要に応じて見直しを行うものとします。

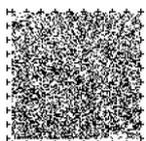




表 2 計画期間

27年度 2015年	28年度 2016年	29年度 2017年	30年度 2018年	31年度 2019年	32年度 2020年	33年度 2021年	34年度 2022年	35年度 2023年	36年度 2024年	37年度 2025年
第 7 次三春町長期計画										
第 2 期 計画		第 3 期 三春町障がい者計画								
第 4 期 障がい福祉計画			第 5 期 計画			第 6 期 計画			第 7 期 計画	

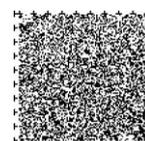
## 第 2 章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

#### (1) 障害者基本法に掲げられた理念と目的

障害者基本法の第 1 条<sup>\*</sup>に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」との目的が定められています。

このことは、障がい福祉の目的は「憲法に基づく基本的人権を、障がい者が行使するために必要な支援」であることを示しています。





### 障害者基本法（抜粋）

#### ※（目的）

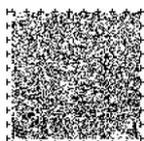
第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （2）第7次長期計画に示す三春町の将来像と基本目標

長期計画に描かれている10年後の三春町は、「先人から受け継いできた美しく豊かな里山の恵みと古（いにしえ）の時代から近現代の長きにわたり息づく歴史文化遺産を最大限に生かしながら、三春町に住む人、だれもがまちづくりの主演として、地域に誇りと愛着を感じられる“活気”に満ちたまち」であり、「豊かな自然・歴史・文化に生まれ未来に輝く元気なまち 三春」を将来像として掲げています。そして、この将来像を実現させるために6項目の基本目標を定めています。

表3 基本目標6項目

基本目標	対象分野
目標1 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり	安全安心分野
目標2 住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり	生活基盤環境分野
目標3 豊かな心と文化を育むまちづくり	子育て・教育・文化分野
目標4 誰もが健やかに暮らせるまちづくり	健康・医療・福祉分野
目標5 産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり	産業振興分野
目標6 協働と町民参画による自立したまちづくり	協働・行財政経営 推進分野





障がい福祉分野は、健康・医療・福祉分野の「目標4 誰もが健やかに暮らせるまちづくり」に位置づけされており、「保健・医療・福祉体制の充実を図り、障がいのある人もない人も、誰もが一人の人間として尊重され、支え合い、安心や安全、ゆとりを感じながら、健康で生きがいをもって暮らすことのできるまちを目指します。」との目標を掲げています。

### (3) 基本理念

以上のことを踏まえ、この計画の基本理念を、次のように定めます。

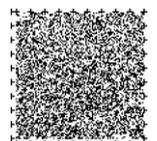
#### 【基本理念】

**障がいがあってもなくても、わけ隔てなく、住み慣れた地域で、その人らしく暮らす。**

## 2 計画の基本目標

### (1) 障害者基本法に掲げられた障がいの定義

平成23年8月に、障がい者制度改革推進会議の意見を反映して障害者基本法の一部改正が行われました。この中には、障がいに基づくあらゆる差別、合理的配慮の否定の禁止、地域社会における共生の考え方などが盛り込まれるとともに、第2条\*において、障がい者の定義が「機能障害により生活に制限を受ける者」から「機能障害及び社会的障壁により生活に制限を受ける者」へと改正されました。





## 障害者基本法（抜粋）

### ※（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### （地域社会における共生等）

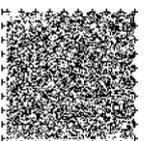
第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### （差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。





これまで、障がい者が受ける不利益は、その人個人の心身機能や能力の障がいがある原因であり、その人に対する治療やリハビリで解決すべきとの考えが主流でした。（これを「医学モデル（リハビリテーションモデル）」といいます。）

しかし、近年では、不利益を生み出しているのは、その人個人の問題ではなく、社会環境の問題、つまり社会的障壁（バリアー）にあり、この障壁を取り除くことが重要であるとの意識改革が進んでいます。（これを「社会モデル（ノーマライゼーションモデル）」といいます。）

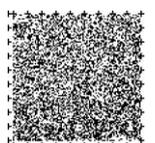
改正された障害者基本法においては、「障がい者が受ける生活上の不利益は、医学的な障がいだけでなく、社会的障壁によって生まれている（これを「医学モデル」と「社会モデル」との「統合モデル」といいます。）との考えがベースとなっており、障がいは「障がい者の機能障がいと社会環境の障壁との相互作用によって生み出されている。」との認識に立っています。

## （２）基本目標

この計画の基本理念を達成するための基本目標については、「統合モデル」に基づく障がい理解と、障がい福祉施策が、憲法に基づく基本的人権を、障がい者が行使するために必要な支援であることを踏まえて、基本とする目標を4つの項目に集約して取り組むこととします。

### 基本目標 1 自立生活を支えるサービスの充実

心身機能に障がいがある場合、住み慣れた地域で自立した日常生活をおくるためには、医療的ケアや、その人の心身機能の特性に応じた福祉サービス（療育や権利擁護を含む）の利用が不可欠です。こうした保健・医療や福祉サービスによる支援を、QOL（Quality of Life＝生活の質）の向上という観点から、必要な時に利用することができるようサービスの質と量とを高めていくことが必要です。





## 基本目標 2 自立生活を可能にする生活環境の整備

心身機能に障がいがあっても、私たちの住む地域社会から社会的障壁を取り除くことで、住み慣れた地域で自立した日常生活をおくることが可能となります。

そのためには、情報保障の確立とともに、社会基盤の更なるバリアフリー化を進め、誰にとっても暮らしやすいユニバーサルデザインの視点に基づくまちづくりを一層推進することが必要です。

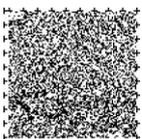
## 基本目標 3 啓発活動と社会参加の促進

地域社会のなかで、障がいのある人とない人とを区別することは、差別へとつながります。障がいがあっても、安心して暮らせる地域社会を形成するには、住民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を持つことが必要です。また、障がいのある人の社会参加をより促進することにより、地域住民との交流の輪を広げ、障がいのある人を特別視する「こころの障壁」を取り除き、偏見を解消していくことが必要です。

## 基本目標 4 とともに支え合う地域福祉の推進

近年は、少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者だけの世帯や一人暮らし高齢者が急増し、家族や親族による支え合いが希薄化しつつあるため、地域住民による支え合いの重要性が一層増しています。

障がいのあるなしに関係なく、身近な地域において、お互いに支え合える人間関係を持つことは必要です。今後も自治会や民生児童委員、社会福祉協議会などが行っている地域防災活動や地域福祉活動を通して、住民同士の関係づくりや地域住民同士が支え合う仕組みづくりを推進していくことが必要です。





### 3 基本目標ごとの主要な施策

#### 基本目標 1 自立生活を支えるサービスの充実

- 〈施策〉
- (1) 相談支援体制の充実
  - (2) 福祉サービスの充実
  - (3) 保健・医療の充実
  - (4) 教育・療育の充実
  - (5) 権利擁護の推進

#### 基本目標 2 自立生活を可能にする生活環境の整備

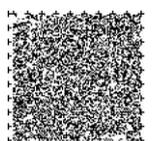
- 〈施策〉
- (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
  - (2) 生活空間のバリアフリー化の推進
  - (3) 情報バリアフリーの推進

#### 基本目標 3 啓発活動と社会参加の促進

- 〈施策〉
- (1) 差別解消のための啓発活動の充実
  - (2) 社会参加の促進
  - (3) 雇用・就業の促進

#### 基本目標 4 とともに支え合う地域福祉の推進

- 〈施策〉
- (1) 災害時における支援体制の推進
  - (2) 地域包括ケアシステムの構築





## 4 施策の体系

### 【基本理念】

**障がいがあってもなくても、わけ隔てなく、住み慣れた地域で、その人らしく暮らす。**

#### 基本目標 1 自立生活を支えるサービスの充実

- 〈施策〉
- (1) 相談支援体制の充実
  - (2) 福祉サービスの充実
  - (3) 保健・医療の充実
  - (4) 教育・療育の充実
  - (5) 権利擁護の推進

#### 基本目標 2 自立生活を可能にする生活環境の整備

- 〈施策〉
- (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
  - (2) 生活空間のバリアフリー化の推進
  - (3) 情報バリアフリーの推進

#### 基本目標 3 啓発活動と社会参加の促進

- 〈施策〉
- (1) 差別解消のための啓発活動の充実
  - (2) 社会参加の促進
  - (3) 雇用・就業の促進

#### 基本目標 4 とともに支え合う地域福祉の推進

- 〈施策〉
- (1) 災害時における支援体制の推進
  - (2) 地域包括ケアシステムの構築



## 第3章 主要施策の展開

### 基本目標 1 自立生活を支えるサービスの充実

#### (1) 相談支援体制の充実

障がいのある人の相談支援窓口としては、指定特定相談支援事業所が実施する基本相談支援がありますが、三春町における相談支援の中核的な役割を担う機関として、平成25年度に三春町基幹相談支援センターが設置されました。

今後も福祉制度を利用する際の相談のみではなく、障がい当事者が抱えるさまざまな生活課題に向き合い、関係機関との連携、調整を図りつつ、障がい当事者への包括的な支援を継続的に行っていくため機能の充実に努めます。

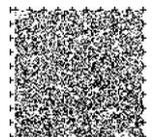
さらに、相談支援業務を通して、障がい当事者が必要としていること（ニーズ）を満たすために必要な社会資源※の開発などについて、地域自立支援協議会と連携しながら地域住民や関係機関などへ働きかけを行っていきます。

#### ※社会資源とは

福祉ニーズの充足のために利用、動員される施設・設備・資金・物品・諸制度・技能・知識・人・集団などの有形、無形のハードウェア及びソフトウェアの総称です。つまり、障がい当事者の援助に活用できる「ひと・もの・かね」あらゆるものという意味です。

#### (2) 福祉サービスの充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、必要なサービスを主体的に選択できるよう地域生活を支えるサービスの提供体制が構築されることが必要です。そのためにもサービス事業者の協力を得ながら、障がい福祉計画に基づく福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量の確保に努めるとともに、県中地域3市6町3村で構成する「県中障がい福祉圏域※」において、必要なサービスが総合的かつ効果的に展開されるよう関係機関に対する働きかけを継続してまいります。





なお、障がいのある人の保護者の高齢化が進むなか、いわゆる「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障がいのある人の地域における居住の場として、町有地などの有効活用や空家情報の提供などにより、グループホームの開設を希望する民間事業者への支援を継続していきます。

※県中障がい福祉圏域構成市町村

3市：郡山市、田村市、須賀川市

6町：三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町

3村：天栄村、玉川村、平田村、

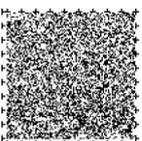
### (3) 保健・医療の充実

障がいには、先天的なものや後天的な疾病又は事故による後遺症などさまざまな要因があります。先天的な障がいに関しては、早期に発見して適切な医療的ケアや療育に繋げることが重要であり、乳幼児健診や保健指導・相談などの母子保健対策の充実に努めます。

また、後天的な疾病後遺症としての障がいについては、その多くが生活習慣病に由来するものであり、今後も健康診査受診率の向上と健康教育・相談などの健康増進対策の充実に努めます。

なお、第5次医療法改正に伴い、県が定める地域医療計画に「精神疾患」対策が新たに加わるなど、精神保健に関する対策が重要性を増しています。精神保健対策については、専門医などによる「こころの健康相談」を継続実施し、さらなる相談機会の充実に努めるため、アウトリーチ\*による相談援助体制の充実に努め、保健所や医療機関などとも連携を図りながら、障がいがあっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援に努めます。

医療については、身近な地域において適切なサービスを受けられる診療体制が整っていることは、障がいのある人ばかりではなく、全ての住民に共通したニーズであり、引き続き、地域医療の拠点である町立三春病院の機能充実に努めます。





#### ※アウトリーチとは

アウトリーチとは直訳すると「手を差しのべる」との意味です。

すなわち、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすことをいいます。別名「訪問支援」ともいいます。

### (4) 教育・療育の充実

三春町においては、保健師による就学前（乳幼児期）の発達支援体制が構築されており、町教育委員会との連携のもと5歳児発達相談事業が実施され、発達に課題のある幼児の早期発見と早期からの支援の充実が図られています。

また、ライフステージ※を通じた支援を行うための情報伝達ツールとして、全ての5歳児に支援ファイル「みはるまち子育てファイル“ほっと”」を配布して、一貫した支援の充実を図ってきました。

教育現場においては、町内全ての保幼小中学校の特別支援教育コーディネーターなどが参集する「特別支援教育関係担当者会議」において、支援を必要とする幼児や児童生徒への支援の在り方、情報交換、ケース検討や専門家による研修会などをおして、一貫した支援を行うために必要な連携を促進してきました。

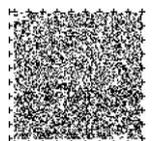
今後は、教育関係者のみならず、放課後等デイサービスなど児童発達支援に関わる事業者や保護者などとも連携を強化し、更なる療育支援体制の充実に努めます。

#### ※ライフステージとは

人の一生を「少年期」、「青年期」、「壮年期」、「老年期」などと分けたそれぞれの段階という意味です。

### (5) 権利擁護の推進

平成12年の社会福祉基礎構造改革により、利用者が自らの意思により福祉サービスを選択し利用する「権利としての福祉」の確立がなされました。





しかし、福祉サービスを必要とする人の多くが、認知症や知的、精神的な障がいにより判断能力が不十分な場合が多く、地域において安心して自立した生活を送るために、生活、療養看護及び財産の管理に関する支援制度である「成年後見制度※」の利用が必要となっています。

成年後見制度については、利用者数の増加に伴い、制度を担う専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士など）だけではその需要に対応しきれないといった課題や、専門職後見人による不正などが社会問題化しています。

成年後見制度においては、個人のみではなく、法人も後見人になることが可能であり、法人後見の場合、長期的な支援が可能であることや複数の職員が連携して支援ができることの利点もあります。

今後は、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業※（通称：あんしんサポート事業）」との連携も視野に、法人による権利擁護体制の構築を推進していきます。

※「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」との違い

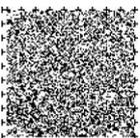
「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約などの法律行為を援助する制度であり、「日常生活自立支援事業」は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに限定された支援事業です。

## 基本目標 2 自立生活を可能にする生活環境の整備

### (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン※とは、障がい者権利条約第2条において「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計」と定義されています。

つまり、障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく、すべての人にとって使いやすいように意図してつくられた製品・情報・環境のデザインを





指すことばです。

まちづくりについても障がいのあるなしに関わりなく、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることが必要であり、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進していきます。

## （２）生活空間のバリアフリー化の推進

障害者基本法において、障がいをもつ人が受ける生活上の不利益は、「障がい者の機能障がいと社会環境の障壁との相互作用によって生み出されている。」との認識が示されています。

三春町においても平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）」に基づき、公共施設を中心としたバリアフリー※化に取り組んできました。

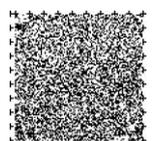
今後も公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共交通機関や民間施設についても計画的にバリアフリー化が図られるよう理解と協力を求めています。

### ※ 「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の違い

「バリアフリー」は、障がい者や高齢者が日常生活において障害となる物理的な障壁を取り除くという考えに基づく対策をいいます。

「ユニバーサルデザイン」は、最初から多くの人に使いやすいものを作る設計手法として、障がい者だったロナルド・メイスが提唱した考え方に基づく対策です。

つまり、「バリアフリー」は、障がい者や高齢者を想定した取り組みであり、「ユニバーサルデザイン」は、障がい者や高齢者ばかりではなく、個人差や国籍の違いなども含め、全ての人を対象とした取り組みをいいます。





### (3) 情報バリアフリーの推進

コミュニケーションは社会生活の基本であり、コミュニケーションに困難のある人がその障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を実現することが必要です。そのため、聴覚に障がいのある人に対しては、コミュニケーションのためのきめ細かな支援が得られるよう、手話奉仕員などの人材育成を今後も継続し、その派遣体制の充実にも努めます。

なお、生命に関わる救急救命時の情報アクセス手段として、既存の「eメール119<sup>\*</sup>」利用の普及を図るとともに、救急搬送時における合理的配慮の徹底及びコミュニケーション支援機器の導入の促進を働きかけます。

また、防災対策としては「eメッセージ地域安心<sup>\*</sup>」システムの普及を図るとともに、住民同士の支え合いによる避難の実施など、地域福祉を推進して、福祉コミュニケーションネットワークの構築に努めます。

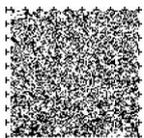
#### ※「eメール119」システムについて

スマホや携帯電話から電子メールを利用して火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができる緊急メール通報システムのことです。

#### ※「eメッセージ地域安心」システムについて

町が住民に対して気象警報や防災情報を周知するために整備している「防災行政無線システム」からの通報内容を、スマホや携帯電話へメール配信するシステムのことです。

視覚に障がいのある人が、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声によって情報を得ています。近年は、点字ブロックや音声読み上げ機能の付いた家電機器なども普及してきていますが、紙媒体による文字情報を取得するためには、補助者（家族やボランティア）による代読に頼らざるを得ない場合がほとんどです。なお、文字情報を音声情報に変換する方法については、補助者に頼る方法の他に、文字内容を音声コードに変換して印刷したものを活字文書読上





装置を使って音声化する方法があります。

今後は、町広報紙などの行政文書への音声コード<sup>\*</sup>の添付と視覚障がい者用活字文書読上げ装置<sup>\*</sup>の利用普及を図り、適時に必要な情報を入手できる環境整備に努めます。

※「音声コード」と「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」について

音声コードとは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードです。18ミリ角の中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することが可能です。

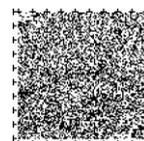
音声コードを音声情報とするためには「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」が必要となります。この装置は、町で実施している日常生活用具給付等事業において、情報・意思疎通支援用具として装置を必要とする人（視覚障がい2級以上）に給付されます。

## 基本目標3 啓発活動と社会参加の促進

### （1）差別解消のための啓発活動の充実

「障がいがあってもなくても、わけ隔てなく、住み慣れた地域で、その人らしく暮らす。」という基本理念の実現を図るためには、「障がい者が受ける生活上の不利益は、医学的な障がいだけでなく、社会的障壁によって生まれている。」といった障がいに対する認識の転換と多様性の受容に関する意識を深めることが必要です。

特に、将来を担う世代に対しては、学校教育を通して、障がいについての正しい認識と理解が得られるよう、児童生徒の発達の段階に応じた、適切な福祉教育を実施していきます。





## (2) 社会参加の促進

障がいに関する住民の認識や理解を促進するためには、障がいがあっても地域活動に参加し、相互に交流し、ふれあいを通してお互いに理解を深めることが重要です。

そのためには、コミュニケーション手段の確保など社会参加促進のためのサービスの充実とあわせ、障がいのある人が積極的に地域の中で、多くの人たちと交流できるよう参加機会の不均等の是正に努めます。

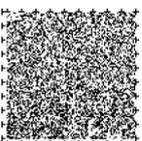
また、障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、社会の多様性と、同じ社会に生きる人間として、共に補い合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であり、交流や共同学習の推進を一層図ることとします。

## (3) 雇用・就業の促進

障がいのある人が、その適性や能力に応じて「働くこと」は、自律した社会生活を営むうえでの基盤となるとともに、社会参加への促進につながります。

国においては、障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（いわゆる「合理的配慮」の提供義務）が定められるとともに、平成30年4月からは、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることなど、雇用・就業を促進するための措置が進められています。

働く意思と職業能力を持った障がいのある人のための就労の場として、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における福祉的就労のみならず、一般企業での障がい者雇用など、多様な就労の場を提供できるよう、引き続き、公共職業安定所（ハローワーク）や企業、特別支援学校などの関係機関との連携を強化していきます。





#### ※「法定雇用率」とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ定められた割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体又は知的障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

#### ※「合理的配慮」とは

障がい者権利条約第2条において「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

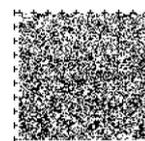
つまり、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合に、社会的障壁を取り除くために、負担になり過ぎない範囲で、必要で、かつ理にかなった支援（配慮）をすることです。

## 基本目標 4 ともに支え合う地域福祉の推進

### （1）災害時における支援体制の推進

災害の発生に備えて、安全な身のまわりの環境をつくることや、持ち出し品を備えておくことなどの「自助」の意識も大切ですが、「公助」など外部からの救援が届くまでは、隣近所や自主防災組織といった地域における住民同士の助け合いである「共助」が必要となります。

特に、避難行動に支援が必要な人や、避難するために必要な情報を得ることが困難な人にとって「共助」は不可欠であり、地域防災計画に基づく避難行動要支援者に対する個別避難計画<sup>※</sup>づくりをとおして、支援を必要とする人とそれを支援してくれる人々との福祉コミュニケーションネットワークの構築を推進します。





### ※個別避難計画とは

三春町地域防災計画に基づき、避難行動要支援者一人ひとりを地域住民同士で支え合うための計画です。

避難行動要支援者とは、近隣の火災や災害などから身を守るために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全に避難するために近隣住民からの支援が必要な次のような方々です。

#### 【避難行動要支援者】

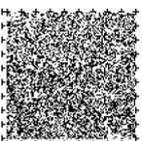
- ① 身体障がい者手帳1、2級を所持している人（内部障がいを除く）
- ② 療育手帳Aを所持している人
- ③ 要介護認定3～5を受けている人
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1、2級を所持している単身者
- ⑤ 難病患者（人工呼吸器を必要としている人など）
- ⑥ その他（一人暮らし高齢者など）

## （2）地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「介護予防（保健・健康づくり）」、「生活支援サービス」、「医療」と「介護（福祉サービス）」、「住まい」を切れ目なく、総合的に提供できるよう、地域社会の在り方を再編していこうとするもので、高齢者福祉分野において提唱されている取り組みです。

しかし、こうした取り組みは高齢者に限定されるものではなく、障がいを持った人々も含め、全ての人にとって住みやすい地域社会の在り方についての提案であり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進にほかなりません。

地域包括ケアシステムは、「介護予防（保健・健康づくり）」、「生活支援サービス」、「医療」と「介護（福祉サービス）」、「住まい」の5つの機能から構成されています。これらの機能を、行政を中心とした公的サービスや一つの主体だけで担うことは困難であり、「予防（保健・健康づくり）」という自主的な取り組みと





「介護（福祉サービス）」、「医療」という専門的なサービス、その前提としての「住まい」、そして住民同士の支え合いによる「生活支援サービス」が相互に連携しながら地域での生活を支えることが必要です。

つまり、住み慣れた地域で生活を送るために必要な生活ニーズに応えられる仕組みを構築していくためには、「公助」だけでなく、「自助」を基本としつつ、多様な担い手と行政とが協働して地域全体を支え合う「共助<sup>\*</sup>」の体制をつくっていくことが非常に重要です。

#### ※「共助」と「互助」について

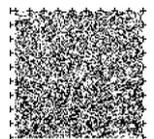
「共助」は介護保険などリスクを共有する者同士（被保険者）の負担という意味を含み、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点がありますが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとして、使い分ける場合もあります。しかし、この計画では、住民同士による支え合いを「共助」として統一表記します。

三春町介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムを地域展開するうえで基本となる「日常生活圏域<sup>\*</sup>」を三春地区、沢石地区、要田地区、御木沢地区、岩江地区、中妻地区、中郷地区の7つの地区としています。

これら7つの地区の住民コミュニティー組織を窓口として、予防（保健・健康づくり）の在り方や、必要となる生活支援サービスなどについて、地域住民との話し合いを進め、地域における福祉活動の中心である社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成を推進することにより、それぞれの地域特性を活かした地域包括ケアシステムを構築していきます。

#### ※日常生活圏域とは

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、社会的条件、人口、交通事情その他の条件を総合的に勘案して設定した区域をいいます。





## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制に関する基本的な考え

この計画は、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進や地域包括ケアシステム構築といった総合的なまちづくりに関わる内容を含むものであり、福祉や保健、医療分野のみならず、教育や建設、生活環境などの幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。

また、この計画は、障がい当事者に関わる基本計画であり、「Nothing about us, without us! (我々抜きで、我々のことを決めないで!)」との原点を等閑視することなく、当事者の声を聞き、施策に反映していく仕組みづくりを構築していく必要があります。

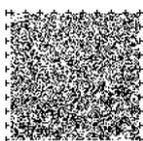
### 2 障がい当事者の参画機会の確保

障がい福祉施策の目的は「障がい当事者が、憲法に基づく基本的人権を行使するために必要な支援」であり、その計画の策定にあたっては、障がい当事者のニーズを明らかにしたうえで、対策を進める必要があります。

よって、今後も障がい福祉に関わる委員会などへの障がい当事者の参画を積極的に推進していきます。併せて、町の総合施策に関わる計画策定への参画についても、参加機会の不均等の是正に努めます。

### 3 行政による横断的な取り組み

この計画を着実に、かつ包括的に進めていくためには、三春町行政機関における横断的な取り組みが必要であり、毎週定例的に開催される課長連絡会を「共生社会推進本部」と位置づけ、行政施策全般において共生社会実現に向けた施策が推進されるよう取り組んでいきます。





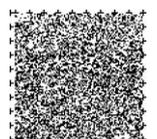
#### 4 地域自立支援協議会の活性化

生活上の不利益につながる私たちの身のまわりの事物、制度、慣行、観念などについて、地域などが抱える問題点や課題などを検証し、社会的障壁を取り除くための取り組みを継続して推進していくため、地域自立支援協議会※のさらなる充実を図り、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関との連携を強化していきます。

##### ※地域自立支援協議会とは

障害者総合支援法に規定された地方公共団体が設置する協議会で、障がいのある人が地域で生活していくうえでの課題などを福祉・教育・就労などの関係機関で共有し、課題解消に取り組む組織です。

##### 地域自立支援協議会のイメージ





## 障害者総合支援法（抜粋）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

